

第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和4年9月2日 午前10時00分 招集
2. 令和4年9月2日 午前10時00分 開会
3. 令和4年9月2日 午前10時45分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	藤田浩司
土木部長	荒木仁	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	村山健一	総務課長	和田直也
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	企画財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	防災情報課長	市原修二
ほけん課長	小山隆幸	観光課長補佐	宮川豪
住環境課長	加藤勇二郎	税務課長	上村美博
内牧支所長	加来隆浩	会計管理者(会計課長)	大塚浩二
監査委員事務局長	渡邊一倫	市民課長	森永智保
健康増進課長	山中昭人	まちづくり課長	石松昭信
上下水道課長	竹原昭典	人権啓発課長	市原吉治

波野支所長 岩下勝則 農業委員会事務局長 徳永稔
8. 職務のため出席した事務局職員
議会事務局長 山本繁樹 議会事務局次長 市原多喜男
書記 山本悠未

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について（議長）
- 日程第4 諸般の報告について（市長）
- 日程第5 提案理由の説明

午前10時00分 開会

1 開会宣言

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

令和4年第3回阿蘇市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日9月定例会が招集されましたところ、議員の皆様をはじめ、執行部の皆様方には御壮健にて御出席賜り、ここに開会できますことは、御同慶の至りに存じます。誠にありがとうございます。今期定例会に提出されました諸議案につきましては、会期中格別の御精励をいただき、慎重審議を尽くされ、コロナ禍という今なお厳しい状況におられます市民の皆様方の生活や事業の再建、安定に寄与されますとともに、議事運営への特段の御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の言葉といたします。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、令和4年第3回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

執行部出席者につきましては、お配りしています執行部出席者名簿のとおりであります。なお、本日は、観光課長が弔事のため、代理で課長補佐が出席しておりますことを申し添えます。

それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅正司君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、16 番議員、藏原博敏君、17 番議員、古木孝宏君の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

8 月 26 日午前 10 時から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程等について審議を行いましたので、その結果を報告いたします。

まず、今定例会の付議事件が専決処分報告 2 件、条例の一部改正 1 件、補正予算 9 件、決算認定 12 件、健全化判断比率等に関する報告 2 件、指定管理者の指定 2 件、その他 1 件、陳情 1 件、計 30 件であります。会期につきましては、本日 9 月 2 日から 9 月 22 日までの 21 日間といたしました。日程表は、事前に議員各位に配付しているとおりでございます。

次に、本定例会における議案等の審議方法であります。報告 4 件、指定管理者の指定 2 件を除く 24 件については、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。なお、委員会付託の議案審査については、会期中の日程に従って、各常任委員会に付託されますので、本会議中の自己の委員会の案件についての質疑は御遠慮願います。

次に、一般質問の取扱いについてです。一般質問の通告期限であります。9 月 7 日水曜日午後 5 時までといたしましたので、通告書は必ず期限までに提出してください。

一般質問の要旨については、指定された時間を有効活用するためにも、分かりやすく、具体的に記載してください。内容が単なる事務的なものや、議案審議の段階で回答が得られるような簡単な内容とならず、また当日は通告した内容以外の質問を行わないようお願いいたします。

執行部におかれましては、質問に対する確かな答弁に努められますようお願いいたします。

一般質問の時間についてですが、答弁も含め 45 分間としておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、本定例会における新型コロナウイルス感染症予防対策についてです。マスク着用、検温、定期的な換気、消毒の徹底を行い、昼食時は黙食といたします。傍聴につきましては、入場者数を 15 名に制限いたします。一般質問の傍聴については、6 月定例会同様、大会議室のモニター視聴といたしますので、各議員の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりますが、本日、議会散会後は本議場におきまして全員協議会を開くことといたしておりますので、御出席のほど、よろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告について（議長）

○議長（湯浅正司君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、配付いたしました別紙「報告書」を御覧ください。

まず、監査委員より令和4年5月分から7月分までの「例月出納検査報告書」、また病院事業及び水道事業の「令和4年度定期監査報告書」が提出されました。報告書は、事務局に保管してありますので、御自由に閲覧ください。

次に、市議会議長会等の開催状況についてであります。

6月28日から30日まで阿蘇市町村議会議長研修が秋田県男鹿市、山形県遊佐町、寒河江市において、ジオパークの取組、地域資源を活用した観光振興の取組などについての視察研修が行われました。

7月15日、阿蘇市町村議長会正副議長・常任委員長・議会運営委員長研修会が阿蘇市内で開催され、熊本県町村議長会事務局長の講演がありました。

8月17日、第30回熊本県市議会議員研修会が熊本市で開催され、全国でまちづくりを手がける株式会社グランドレベル代表取締役社長、田中元子氏の講演がありました。

8月26日、熊本県市議会議長会による令和4年度熊本県知事への要望活動が行われ、熊本県北市議会連絡協議会は「熊本県北地域の地域振興の促進について」、熊本県城南七市市議会議長会は「過疎対策への積極的な支援について」、それぞれ知事に対し要望書を提出いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 諸般の報告について（市長）

○議長（湯浅正司君） 日程第4、市長の諸般の報告を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

はじめに、今年の梅雨は、九州北部に前線が停滞、九州北部を中心に激しい雨が降り、局地的に熊本県内にも非常に激しい雨をもたらしました。

本市では、大雨による被害はなく、線状降水帯の発生が危惧された7月15日、18日は予防的避難を実施、避難所では体温測定、手指消毒、換気等注意を払い、新型コロナウイルス感染防止に努めてまいりました。

これから台風が多発する時季、気象に関する情報や新型コロナウイルス感染症の発生状況を注視しながら、防災対策、感染予防に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症は、令和4年7月頃からオミクロン株の変異株であるBA.5へと置き換わりが進んだことで、感染者が急増、第7波に突入し、本市も感染者の急激な増加で一時期、市内福祉施設や医療機関等でクラスターが発生しました。感染者増加は、医療体

制の逼迫を招き、県では、大切な命と医療提供体制を守る、「熊本 BA.5 対策強化宣言」を発令、改めて基本的な感染対策徹底と医療機関の適正受診が県民・事業者に要請され、本市でもお知らせ端末機やホームページで本宣言を周知してまいりました。

このような厳しい状況の中、阿蘇郡市の自治体は、新規感染者急増での阿蘇保健所業務負担を軽減し、安定的な業務実施を持続可能にするため、まずは8月25日から12月26日まで各市町村職員を派遣し保健所業務負担を補完する支援に取り組んでいます。

それでは、令和4年第3回阿蘇市議会定例会開会にあたり、6月定例会以降の諸般の報告をします。

まず、総務部関係について報告します。

【総務課】

新型コロナウイルス感染症により職員の数名が現在、療養及び自宅待機中であり、市民サービス等の低下を招かぬよう適宜感染対策を講じ、業務運営に取り組んでいます。

【企画財政課】

T SMC 進出計画を受け、本年、庁内推進チームを立ち上げ、本市の特色ある持続可能な取組を示すため、現在、3つの検討部会で協議を重ねています。また、地元進出の不動産会社と意見交換等を踏まえ、観光交流、移住定住、企業進出等の可能性を模索しています。今後は、関連企業等に足を運び、本市の魅力を発信しながら、関係性を築いてまいります。

山田地区で、10月から実証実験を開始する「コミュニティ交通（イコカー）」運行にあたり、これまで2回の試乗会を実施、通院・買い物など利用ニーズを反映した運行計画を作成しました。今後は、実証実験に必要な自家用有償旅客運送登録に向け、熊本運輸支局と協議を進めていきます。

【防災情報課】

中岳火口周辺施設等の復旧は、現在関係機関において火口見学 of 早期再開に向け工事が行われており、火口監視所は建屋の復旧が完了、現在電気・通信設備復旧を進めています。

11月3日は、初の中岳火山噴火警戒レベル4を想定した熊本県総合防災訓練が実施されます。噴火警戒レベル4の経験はありませんが、熊本県、近隣町村、関係機関と連携し訓練を通じて課題等を抽出、今後の火山防災に活かしてまいります。

熊本県消防操法大会が9月4日、玉名市で4年ぶりに開催されます。本市代表として第9分団1部（上役犬原、下役犬原、道尻）が小型ポンプの部で出場します。コロナ禍で感染対策を講じての訓練は厳しいものがありますが、訓練の成果を十二分に発揮し、頑張っていたきたいと思います。

【波野支所】

波野保健福祉センターは、雨漏りによる屋根改修工事を着手しており、今年度の工事竣工に向け事業を進めています。今回の改修工事で施設延命化を図っていきます。

次に、市民部関係について報告します。

【市民課】

現在、身分証明書や行政手続等に利用できるマイナンバーカードの本市の交付枚数率（7

月末現在)は45.4%となっています。

さらにマイナンバーカード取得を促進するため、市職員が地域集会所など御希望の場所に出向き、マイナンバーカード申請をサポートする出張申請受付サービスをスタートさせています。

【福祉課】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難を受けた方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、ひとり親世帯や住民税非課税世帯等に、国の制度に基づき給付金の給付を行っています。また、生活が困窮している方には、随時生活相談や自立支援金等の申請受付を行っています。今後も個々の相談内容に十分配慮しながら、適切に対応してまいります。

工事が竣工しました坂梨保育園は、8月29日から新園舎で保育を開始しています。今後も施設の安全面に十分配慮してまいります。地域の方々からも今まで同様見守っていただき、子どもたちが安全にすくすくと健やかに成長していくことを期待しています。

他の公立保育園も、老朽化が進行しており、計画的に改修工事等を実施してまいります。

【ほけん課】

今年度、国民健康保険特定健診は1,383人、後期高齢者健診は703人が受診され、昨年度と比較しますと特定健診で152人の減少、後期高齢者健診は前年度並みとなりました。

毎年、6月から12月にかけて、口腔機能低下による誤嚥性肺炎や生活習慣病等の重症化予防を目的とした後期高齢者の方々の歯科口腔健診を実施しています。先般、熊本県後期高齢者医療広域連合から令和3年度の健診受診率が示され、本市は県下14市中1番高い受診率(4.06% 県平均1.58%)となりました。今後も引き続き、医療機関等と連携を図り、より一層の受診率向上を目指します。

上皇、上皇后両殿下の御成婚を記念し、昭和34年から実施されています金婚夫婦表彰式は、本年は64回目を迎え、来る9月9日に開催します。今回は昭和47年1月1日から12月31日までに御結婚をされた御夫婦が対象となり、本市では75組が金婚を迎えられます。

シルバースポーツ大会は、老人クラブ連合会を中心に関係機関と協議の結果、今年度も新型コロナウイルス感染拡大で中止することとなりました。来年度以降も開催の是非に向けて、引き続き関係機関と協議を行ってまいります。

【健康増進課】

第4回目の新型コロナワクチン接種は、60歳以上、または基礎疾患をお持ちの方で、3回目接種から5か月を経過した方を対象に、重症化予防を目的とし、6月下旬から開始しています。引き続き医療機関等関係機関協力のもと、接種を希望する市民の皆様が安心して速やかに接種できるよう努めてまいります。また、オミクロン株に対応した新型コロナワクチン5回目接種は、具体的な接種時期や接種対象者、接種間隔など内容が分かり次第、速やかに接種できるよう準備を進めてまいります。

7月15日から8月8日まで実施した夏の住民健診は、3,139人の方に受診いただきました。実施期間中は新型コロナウイルス感染症の急増も影響し、昨年度と比較しますと285人

の減少となりました。

10月下旬から、秋の住民健診を計画しています。より多く受診いただけるよう夏の未受診者の方も含め受診勧奨を進めてまいります。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

米穀データバンクの発表によると、本年産水稻収穫予想は、全国で「平年並み（作況指数101）」、県内でも「平年並み（作況指数99）」と見込まれており、本市管内は好天に恵まれ、生育も早く、例年並み収量が見込まれています。

施設園芸等は、猛暑で品質や収量低下が懸念されますが、最終的な作況を注意深く見てまいります。

来春に向けた野焼きの実施方法や安全対策等の検討は、関係機関と改善策を協議しており、対応策が決まり次第、各牧野組合へ十分に説明・周知を行い、野焼き作業が安全に実施できる環境づくりに取り組んでいきます。

【観光課】

今年は3年ぶりに行動制限がない夏を迎え、市内各所でにぎわい、入込客数（外国人観光客数を除く。）はコロナ禍前に戻ってきました。課題としていた宿泊数が顕著に伸び、特に合宿や修学旅行の回復が目立っています。アンケート調査から熊本県や阿蘇市が実施した宿泊割引など誘客キャンペーンの効果が表われ、コロナ禍が落ち着くまでは誘客対策が措置されるよう今後も関係機関に要望してまいります。

阿蘇中岳火口見学エリアの災害復旧及び新見学エリア、二次避難施設等工事は順調に進んでおり、期待される世界的観光地としての早期実働に向け関係機関と連携し取り組んでまいります。

8月21日、阿蘇火山博物館内の阿蘇山上ビジターセンター入館者がオープンから3年余りで100万人を超えました。全国的に見ても訪れる観光客は多く、阿蘇火山や自然の魅力を発信する施設として大きな役割を担っています。

なみの高原納涼まつりは、市内の新型コロナウイルス感染者が増加傾向にあったことから催しを中止し、打上花火のみを実施しました。約300台の駐車場が満車になるなど、多くの方が3年ぶりの花火を楽しみました。ただ、9月3日～4日に開催予定の大阿蘇元気ウォークは、残念ながら中止しています。

阿蘇サイクルツーリズム学校「コギダス」協議会は、市内保育園、幼稚園の年長児を対象に、出張ストライダー（小さな補助輪無し自転車）教室を始めます。自転車に慣れ親しんでいただき、学校での自転車教室につなげます。

【まちづくり課】

新型コロナウイルス感染拡大の影響で停滞している消費活動と経済回復の対策として、「阿蘇市プレミアム商品券」販売を、9月1日から開始しました。ぜひ、多くの市民の皆様に御利用いただきたいと思えます。

移住定住は、空き家バンクの物件登録が4月以降40件と、昨年同時期を大きく上回る状

況で推移しており、合わせて移住相談や商談成立件数も増加傾向にあります。

今後も、ニーズの高い都市部や企業等に効果的な情報発信を行いながら、交流人口や定住人口増加につなげていきたいと考えます。

8月20日に3年ぶりの開催を予定していた「大阿蘇火の山まつり」は、新型コロナウイルス感染症第7波の状況を踏まえ、実行委員会において催しを中止し、打上花火のみを実施。当日は、打上場所の遊水池周辺だけでなく、内牧中心部にも多くの見学者があり、花火を楽しんでおられました。

実行委員会では、今後の感染状況を注視しながら、10月以降に代替イベントを検討することとしています。

次に、土木部関係について報告します。

【建設課】

中九州横断道路は、滝室坂道路トンネル区間で避難坑が9月4日に貫通する予定です。坂梨地区・波野地区の地元関係者・小中学生十数名を招いて小規模な貫通イベントが計画されています。本坑掘削は8月1日現在87%の進捗であります。

阿蘇山直轄砂防事業は、8月30日に的石地区「西平川1砂防堰堤工事」の着工式が執り行われました。

道路及び河川工事は、交通規制や農地立入が必要なことから、農閑期施工に向け準備を行っています。

次に、教育部関係について報告します。

【教育課】

新型コロナウイルス感染症は第7波の中にあり、夏休み期間中は、家庭内感染を中心に子どもたちの感染が報告されてきました。2学期を迎え、学校での感染症対策は、マスク着用や手洗い、手指消毒等、学校での新しい生活様式の実践を含め、児童生徒等の感染防止に向けた指導を徹底してまいります。

市内小中学校の安全安心な衛生環境を充実させるため、すべての学校でトイレの洋式化等の整備を進めていきます。

7月27日、阿蘇小学校体育館天井付近の内壁コンクリートの一部落下が確認されました。発見当日、特に事故はありませんでしたが、専門家による緊急確認を実施、事故防止のため至急体育館の使用禁止を決定しました。現在、専門家の緊急点検を実施しており、点検結果を踏まえ必要な対策を講じていきます。

子どもたちの発表の場であります「阿蘇市こども芸術祭」は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、今年度も中止となっています。

国指定重要文化財である阿蘇神社楼門の復旧事業は、順調に進んでおり、本日上棟式が行われ、令和5年度中の完成予定です。

アゼリア21は、8月17日に第3回の検討委員会を開催しました。現地にて現在の状況説明、様々な観点から意見が出され、引き続き今後の方向性等が検討されることになっています。

次に、病院事業について報告します。

【阿蘇医療センター】

BA.5 変異株による新型コロナウイルス感染症第 7 波は、爆発的に拡大し感染者が激増、医療逼迫が叫ばれています。7 月中旬以降発熱外来は土日・祝日を含め連日 20 人以上（最大 61 人/日）の来院があり、6 割以上の方々が陽性と判定され、前例のない状況となりました。

阿蘇医療センターも 7 月末から院内従業員や患者様の複数名に陽性が確認され、阿蘇保健所からクラスターと判断（8 月 13 日までに従業員 13 人、患者様 9 人の総計 22 人の陽性確認を最後に 8 月 22 日収束）され、関係病棟の入退院を一時停止するなど、関係各位、皆様に大変御迷惑をおかけしました。保健所の指導下、感染対策を早期に実施した結果、救急外来をはじめとする外来診療や、ワクチン接種等の業務を継続することができました。

また、阿蘇圏域の高齢者施設や医療機関でのクラスター発生時も感染症対応認定看護師を派遣するなど、早期収束に取り組んでまいりました。

さらに、阿蘇郡市医師会と協力し、感染急拡大に伴う意見・情報交換会を毎月開催するなど情報の共有化を図っているほか、感染症指定医療機関として緊急時対応病床をこれまでの 6 床から 9 床に拡大し、圏域自治体・保健所・阿蘇地域振興局・消防署等の関係機関と連携し対応に努めています。

これからも阿蘇市及び阿蘇医療圏の政策医療並びに中核的医療を担う拠点病院として、感染症対策に取り組み、医療機能を維持できるよう尽力してまいります。

以上、9 月定例会開会にあたっての諸般の報告とします。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 市長の諸般の報告が終わりました。

日程第 5 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第 5、市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続きまして、令和 4 年第 3 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 10 号「専決処分の報告について」

本件は、令和 4 年 3 月 6 日、大観峰園地駐車場において発生した一般車両の物損事故について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 11 号「専決処分の報告について」

本件は、令和 4 年 3 月 6 日、国道 212 号（市道大観峰茗ヶ原線入口付近）において発生した一般車両の物損事故について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

議案第 49 号「阿蘇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 50 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について」

歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び前年度繰越金等を追加し、基金繰入金等を減額しております。

歳出では、地域振興緊急対策事業補助金及び阿蘇小学校体育館設計業務委託料、小・中学校トイレ改修工事等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 9 億 5,194 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 176 億 2,243 万 3,000 円といたしました。

議案第 51 号「令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰入金を追加、繰越金を減額し、歳出では、事業費、公債費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,993 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 5 億 4,588 万 1,000 円といたしました。

議案第 52 号「令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」

歳入では、県支出金及び繰越金を、歳出では、総務費、保険給付費、諸支出金及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 5,373 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 35 億 8,531 万 1,000 円といたしました。

議案第 53 号「令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」

歳入では、国庫支出金及び繰越金を追加し、県支出金及び繰入金を減額し、歳出では、総務費、諸支出金及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,848 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 35 億 9,786 万 7,000 円といたしました。

議案第 54 号「令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について」

歳入では、繰越金を、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を追加し、予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,008 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 5 億 2,918 万 3,000 円といたしました。

議案第 55 号「令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、基金繰入金及び繰越金を、歳出では、水道管理費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,300 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 2,440 万 5,000 円といたしました。

議案第 56 号「令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰越金を、歳出では、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 201 万 6,000 円を追加し、歳入歳

出予算総額を 881 万 7,000 円といたしました。

議案第 57 号「令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」

歳入では、繰入金及び繰越金を、歳出では、委員会費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 914 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 2,745 万 9,000 円といたしました。

議案第 58 号「令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 2 号）について」

令和 4 年 6 月 26 日の落雷被害に伴い、収益的収入では、建物災害共済金を、収益的支出では、落雷被害対策経費を追加しております。

これらの補正の結果、収益的収入及び支出予算額を 28 億 6,743 万 5,000 円といたしました。

認定第 1 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 2 号「令和 3 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 3 号「令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 4 号「令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 5 号「令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 6 号「令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 7 号「令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 8 号「令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 9 号「令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 10 号「令和 3 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

本件は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年度阿蘇市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものであります。

認定第 11 号「令和 3 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、同会計決算について、議会の認定に付するものであります。

認定第 12 号「令和 3 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 3 年度阿蘇市病院事業会計決算について、議会の認定に付するものであります。

報告第 12 号「平成 30 年度、令和元年度及び令和 2 年度阿蘇市財政の健全化判断比率の修正について」

本件は、平成 30 年度、令和元年度及び令和 2 年度阿蘇市財政の健全化判断比率の修正について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第 13 号「令和 3 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規

定に基づき、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

議案第59号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館）」

議案第60号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施設）」

本件は、公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例第5条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号「和解及び損害賠償の額の決定について」

本件は、令和4年3月6日、大観峰園地駐車場において発生した一般車両の物損事故について、和解及び損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案29件（報告4件、条例1件、予算9件、認定12件、その他3件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

この後、11時から全員協議会を開催します。新型コロナウイルス感染予防のため、本議場にて全員協議会を行いますので、よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

午前10時45分 散会